

**第25期宝塚市農業委員会  
令和7年第10回議事録  
(2025年)**

**令和7年10月20日  
(2025年)**

**宝塚市農業委員会**

## 第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第10回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)10月20日(月)10時00分~11時00分

2. 場 所 JA 兵庫六甲宝塚西谷支店

3. 農業委員定数 13人

### 4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、  
7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏

### 5. 欠席委員

13番田中宏明

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

### 7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畠健二、3番阪上秀一、4番二井久和

### 8. 欠席農地利用最適化推進委員

5番和田秀彰

### 9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里

### 10. 議 題

- 1 議案第85号 非農地証明願の件
- 2 議案第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
- 3 議案第87号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件
- 1 報告第93号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
- 2 報告第94号 農地法第5条第1項第6号の規定を準用する一時転用届出の件
- 3 報告第95号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
- 4 報告第96号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件

## 第25期宝塚市農業委員会令和7年第10回総会

日時：令和7年10月20日

開会 午前10時00分

○林会長 それでは、第25期宝塚市農業委員会令和7年第10回総会を開催します。

本日は、田中委員、和田推進委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第10回総会は成立しております。議事録署名委員は、8番古野委員、9番平塚委員にお願いします。それでは総会を始めます。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

(諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。

議案第85号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第85号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。

1件目、願出人が(住所)、(氏名)さん。届出地が小浜(地番)ほか1筆、地目は畠、地積が296m<sup>2</sup>、2筆の合計です。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期と現況は、昭和46年頃から宅地として利用。証明を必要とする理由は、地目変更登記のためです。その他としまして、建物登記簿(昭和46年)及び建物図面(昭和55年)のものが添付されておりました。申請地外1筆ですが、小浜(地番)・畠・158m<sup>2</sup>となっております。位置図は、3ページ目を御覧ください。

2件目、願出人、(住所)、(氏名)さん。場所が切畠字(地番)、地目は田、地積が188m<sup>2</sup>。所有者が(氏名)さん。農地でなくなった時期と現況ですが、平成6年4月頃から宅地(倉庫)として利用されております。証明を必要とする理由は、地目変更登記のためで、その他として、建物登記簿(平成6年)及び建物図面(平成6年)のものが添付されていました。位置図は、4ページで御確認お願いたします。

○林会長 地区委員欠席ということで、事務局が代行して御報告願います。

○事務局 問題なしと聞いております。

○林会長 私も現地調査に行き確認しました。1、2件目ともに、特に問題はないと思います。農業委員、推進委員で御意見、御質問ございますか。特にないようでしたら、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので証明することといたします。

次に、議案第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。

事務局から説明願います。

○事務局 議案第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

譲受人が(住所)、(氏名)さんです。譲渡人が(住所)、(氏名)さんです。申請地が切畠字(地番)ほか5筆です。地目は田、地積は6筆合計で1,193.91m<sup>2</sup>です。譲受人の現在の耕作面積は0m<sup>2</sup>、従事者数が2名。権利の種類は所有権で、その他として、農会長の同意書の添付、申請地の内訳として、(地番)・田・71m<sup>2</sup>、(地番)・田・611m<sup>2</sup>、(地番)・田・9.91m<sup>2</sup>、(地番)・畠・29m<sup>2</sup>、(地番)・畠・238m<sup>2</sup>の6筆となっております。位置図は、8ページを御覧いただいて、調査書について説明させていただきます。

譲受人が(氏名)さん、譲渡人が(氏名)さんです。審査基準第2項第1号(全部効率利用)につきましては、譲受人は新規就農者ですが、隣接した宅地の購入をしていることや農業法人の役員をしていることから、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2項第2号(農地所有適格法人以外の法人)につきましては、譲受人が個人であるため、適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号(農作業常時従事)につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。従事日数は150日で、雇用従事者は1名です。第2項第5号(転貸禁止)につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地では自家消費の芋、びわ、みかんを生産する予定です。本件によって切畠地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。譲受人は、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

○林会長 地区委員の和田推進委員が欠席のため、事務局より報告願います。

○事務局 9月に集落何人かで集まられて、事業計画など十分内容を伺い、切畠地域の営農にも協力をしてくれることを期待しているということで、特に問題はないと伺っております。

○林会長 農業委員、推進委員で、御意見、御質問等ございますか。

○二井推進委員 先ほど事務局の報告ですが、私も立会いしておりました。定年退職された方を農業に従事させようという、すばらしい考え方の方です。既に土地を借り入れて、来年度の春から農業を始める(新規就農)と聞きました。将来的には、周辺の農地も購入予定で、切畠地区また西谷のためにやっていきたいという考えて、かなりやる気のある方なので、間違いないかと思います。

○林会長 ほかに質問ございませんか。ないようでしたら、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。次に議案第87号 生産緑地の係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第87号 生産緑地の係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。

今回の申請者は(住所)、(氏名)さん。場所が山本西(地番)ほか1筆、地目は田、地積は699m<sup>2</sup>2筆の合計です。耕作者は(氏名)さん。証明する従事者は(氏名)さんで、申請理由は、(個人情報)。事実の発生日は(個人情報)。ほか1筆ですが、山本西(地番)・田・215m<sup>2</sup>となっております。位置図は、11ページで御確認お願ひします。

○林会長 金岡委員の御意見をお伺いしたいと思います。

○金岡委員 問題はないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。生産緑地の係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて報告事項に移ります。

報告第93号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第93号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

届出者、(住所)、(氏名)さんです。届出地が、花屋敷(地番)ほか2筆で、地目は畠、地積は388m<sup>2</sup>(3筆合計)です。耕作者は(氏名)で、転用目的は、住宅建築と駐車場です。造成期間は令和7年11月1日から30日間で、建設期間が令和7年12月1日から150日間です。施設の概要は、木造2階建の1棟で、駐車場は砂利敷きです。建物の延床面積が102.68m<sup>2</sup>で、駐車場は20台の予定です。届出地は花屋敷(地番)・畠・134m<sup>2</sup>と(地番)・畠・60m<sup>2</sup>です。位置図は、14ページ、施設の概要は、15ページを御覧ください。

○林会長 担当委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上会長代理。

○阪上会長職務代理 特に問題ないです。

○林会長 本件に対して、農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、報告第94号 農地法第5条第1項第6号の規定を準用する一時転用届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第94号 農地法第5条第1項第6号の規定を準用する一時転用届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定を準用する一時転用届出があったもののうち、

専決処分したものについて、報告します。

譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地が長尾町(地番)、地目は畠、地積は211m<sup>2</sup>、耕作者が(氏名)さん。転用目的は迂回路。造成期間が令和7年11月1日から令和8年5月31日まで。施設の概要ですが、アスファルト舗装、約200m<sup>2</sup>と聞いております。権利の種類は賃借権です。その他としまして、水利組合同意書の添付がありました。近隣住宅開発に伴う迂回路として利用される予定で、一時転用完了後は終了届を提出予定となっております。位置図は18ページ目、19ページ目に概要を載せておりますので御確認お願いいたします。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。金岡委員。

○金岡委員 ここはJR福知山線と天神川にかかる橋がかかっておりまして、その橋脚は耐震性に少し問題があるということで、その下の脇道を一時通行止めにして、その迂回路として123番の1を活用するということです。11月1日から来年5月31日までということで、一時転用をさせていただきたいという旨をお伺いしておりますので、問題はないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですが、報告事項第95号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第95号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。全部で7件ございます。

1件目、申請人が(住所)、(氏名)さんです。農業経営期間が、令和4年9月2日から令和7年9月1日まで。耕作面積は839m<sup>2</sup>です。納税猶予農地は、山本野里(地番)ほか2筆の合計3筆で、面積が合計で839m<sup>2</sup>です。証明年月日は、令和7年9月1日。願出地のほか2筆は、(地番)・畠・112m<sup>2</sup>と(地番)・畠・658m<sup>2</sup>で、全て植木でした。位置図は、24ページを御覧ください。

2件目、申請人が(住所)、(氏名)さんです。農業経営期間が令和4年9月6日から令和7年9月12日まで、耕作面積は783m<sup>2</sup>、納税猶予農地は小林(地番)、面積は783m<sup>2</sup>です。証明年月日は令和7年9月12日。野菜を作っていました。位置図は、25ページを御覧ください。

3件目、申請人が(住所)、(氏名)さんです。農業経営期間は令和4年7月23日から令和7年9月24日まで。耕作面積は5,304m<sup>2</sup>。納税猶予農地が山本丸橋(地番)ほか5筆の合計6筆です。納税猶予面積が5,014.08m<sup>2</sup>です。証明年月日は令和7年9月24日で、申請地がその他といたしまして、(地番)・田・1,036m<sup>2</sup>と山本丸橋(地番)・田・803m<sup>2</sup>、(地番)・田・1,180m<sup>2</sup>、(地番)・田・694m<sup>2</sup>、(地番)・田・733m<sup>2</sup>で、全て植木をされておりました。位置図は、26ページを御覧ください。

4件目、申請人が、(住所)、(氏名)さん、農業経営期間は令和4年9月14日から令和7年9月5日。耕作面積は5,270m<sup>2</sup>で、納税猶予農地は、泉町(地番)ほか8筆の合計9筆です。面積は5,237m<sup>2</sup>で、証明年月日は令和7年9月5日です。願出地のその他といたしまして、(地番)・田・255m<sup>2</sup>が(地番)と合わせて水稻をされておりました。安倉北(地番)・畠・651m<sup>2</sup>と(地番)・畠・19m<sup>2</sup>が畠をしていらっしゃいました。安倉北(地番)・田・907m<sup>2</sup>と(地番)・田・215m<sup>2</sup>(地番)・田・281m<sup>2</sup>のうち248m<sup>2</sup>、(地番)・田・1,118m<sup>2</sup>、(地番)・田・239m<sup>2</sup>がこちらも水稻をされておりました。位置図は、27、28ページを御覧ください。

5件目、申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年9月14日から令和7年9月9日。耕作面積は3,945m<sup>2</sup>。納税猶予農地は、安倉北(地番)ほか3筆の合計4筆です。納税猶予面積の同じく3,945m<sup>2</sup>で、証明年月日は令和7年9月9日です。願出地その他といたしまして、山本丸橋(地番)・田・1,348m<sup>2</sup>でこちらが安倉北(地番)と苗木を植えていらっしゃいました。中筋(地番)・田・416m<sup>2</sup>と山本東(地番)・田・1,186m<sup>2</sup>こちらが水稻をされていらっしゃいました。位置図は、29から32ページを御覧ください。

6件目、申請人が(住所)、(氏名)さんです。農業経営期間が令和4年9月14日から令和7年9月26日です。耕作面積が11,073m<sup>2</sup>で、納税猶予農地が今里町(地番)ほか合計13筆です。面積も同じく11,073m<sup>2</sup>で、証明年月日は令和7年9月26日です。願出地の内訳として、安倉北(地番)・田・2,310m<sup>2</sup>と(地番)・田・33m<sup>2</sup>、今里町と合わせて水稻をされておりました。安倉北(地番)・田・1,067m<sup>2</sup>と安倉中(地番)・田・904m<sup>2</sup>と中筋(地番)・田・334m<sup>2</sup>こちらは苗木でした。中筋(地番)・田・1,110m<sup>2</sup>、(地番)・田・565m<sup>2</sup>は水稻をされておりました。(地番)・田・1,011m<sup>2</sup>が畠と苗木でした。中筋(地番)・田・459m<sup>2</sup>が苗木でした。(地番)・畠・153m<sup>2</sup>は肥培管理でした。山本南(地番)・田・1,120m<sup>2</sup>がこちらは水稻でした。山本丸橋(地番)・田・991m<sup>2</sup>こちらは植木を植えておりました。位置図は、33から40ページを御覧ください。

7件目、申請人が(住所)、(氏名)さんです。農業経営期間は令和4年9月22日から令和7年9月29日。耕作面積は1,140.96m<sup>2</sup>で、納税猶予農地は、安倉北(地番)ほか1筆の合計2筆です。面積は同じく1,140.96m<sup>2</sup>で、証明年月日は令和7年9月29日です。他の1筆が、安倉北(地番)・畠・47.65m<sup>2</sup>こちらは畠をされておりました。位置図は、41ページを御覧ください。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特ないようですが、報告事項第96号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第96号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。今回報告する

案件ですが、前回の9月の総会で引き続き農業経営を行っている旨の証明として報告をさせていただいた案件となっております。

申請人の方、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和6年1月1日から令和7年8月20日。耕作面積は502m<sup>2</sup>。貸付地が口谷東(地番)、合計が1筆で、貸付地の合計も502m<sup>2</sup>となっております。証明年月日は令和7年8月20日。願出地は読み上げたとおりで、果樹と苗木として利用されています。位置図は、44ページで御確認をお願いいたします。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですが、以上で本日の議案3件、報告4件についての審議等は終了させていただきます。

それでは、これをもちまして、令和7年第10回総会を閉会いたします。

### 閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五郎

8番 古野 弘之

9番 平塚 茂樹